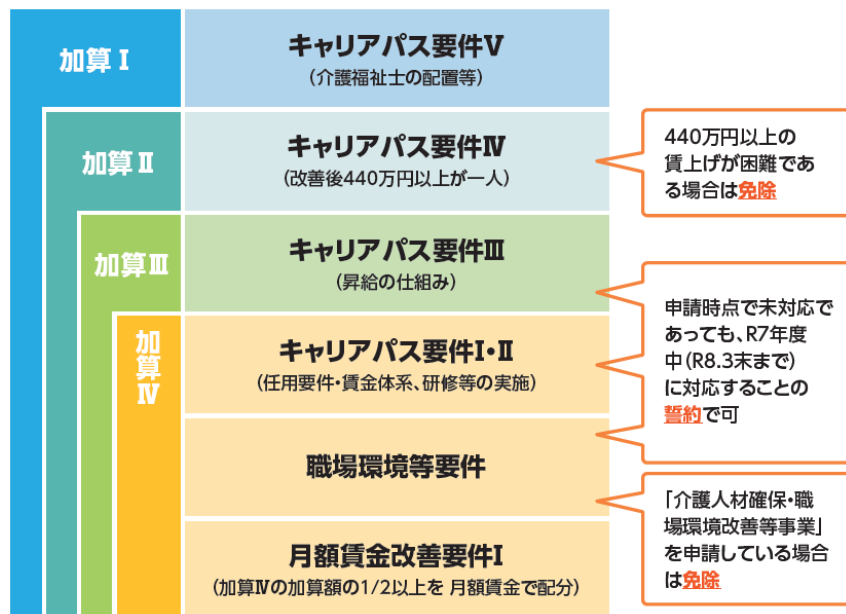


# 令和7年度老人保健健康増進等事業「介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査」の概要

- 調査の主体 株式会社三菱総合研究所
- 調査の目的 令和6年度介護報酬改定及び令和6年度補正予算で措置した施策の効果等の実態を把握する。
- 調査時期 令和7年7月
- 調査対象等
  - ・ 調査対象 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所
  - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
  - ・ 調査客体数 15,000施設・事業所
  - ・ 有効回答数 3,536施設・事業所（有効回答率：23.6%）
  - ・ 調査項目 介護職員等処遇改善加算の取得（届出）状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与（令和6年9月と令和7年7月における給与）等

## 介護職員等処遇改善加算の仕組みと取得要件の弾力化



## 介護人材確保・職場環境改善等事業補助金の概要

- 対象経費：
  - 人件費改善の実施（手当、一時金等の引上げ）
  - 職場環境改善の実施
    - ・ 介護助手を募集するための経費
    - ・ 職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費の経費
    - ・ その他の経費（専門家の派遣費用、会議費等）
- 対象要件：以下の要件をすべて満たすこと。
  - ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を算定していること
  - ② 職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組を計画または既に実施していること
    - 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
    - 業務改善活動の体制構築
    - 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

# 介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果のポイント

- 介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の基本給等（※1）について、令和6年9月と令和7年7月を比較すると6,130円の増（+2.5%）となっている。
- また、平均給与額（※2）については、令和6年9月と令和7年7月を比較すると6,840円の増（+2.0%）となっている。

介護職員等処遇改善加算取得	令和6年9月	令和7年7月	差 額
基本給等（月給・常勤の者）	245,980円	252,110円	+6,130円
平均給与額	334,500円	341,340円	+6,840円

- ※1 基本給等 = 基本給（月額） + 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）
- ※2 平均給与額 = 基本給（月額） + 手当 + 一時金（4～7月の支給金額の1/6。賞与等含む。）
- ※3 金額は10円未満を四捨五入している。
- ※4 調査対象となった施設・事業所に、令和6年度と令和7年度ともに在籍している介護職員について比較している。

令和7年度の加算の取得状況	本調査(R7.7時点)
介護職員等処遇改善加算	96.8%
① 加算Ⅰ	54.9%
② 加算Ⅱ	28.7%
③ 加算Ⅲ	9.2%
④ 加算Ⅳ	4.0%

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した	14.9%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた	81.0%

介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位4つを掲載	
算定要件を達成できない	27.0%
事務作業が煩雑	25.7%
対象施設・事業所の制約のため困難	16.2%
届出に必要な事務を行える職員がいない	16.2%

賃金改善の実施方法（複数回答）	
定期昇給	50.2%
ベースアップにより対応	42.4%
賞与等の引き上げまたは新設	40.6%
既存の各種手当の引き上げ	26.6%
各種手当の新設	20.3%

給与等の引き上げの対象者（複数回答）	
施設・事業所の職員全員	68.9%
調査対象サービスの介護従事者全員	11.9%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの介護従事者	10.0%
調査対象サービスの介護職員全員	7.0%

介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位5つを掲載	
看護職員	63.0%
生活相談員・支援相談員	54.8%
事務職員	54.4%
介護支援専門員	44.0%
P・T・O・T・S・T又は機能訓練指導員	42.5%

# 介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果のポイント（ベアによる賃金改善）

○ 介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所において、ベースアップによる賃金改善額と定期昇給による賃金改善額を明確に分けて把握している施設・事業所は884施設・事業所であり（回答施設・事業所の約4割）、それらの施設・事業所におけるベースアップによる賃金改善額の平均額は4,760円であり、それらの施設・事業所における介護職員の基本給等を用いてベースアップ率を計算すると、1.9%となっている。

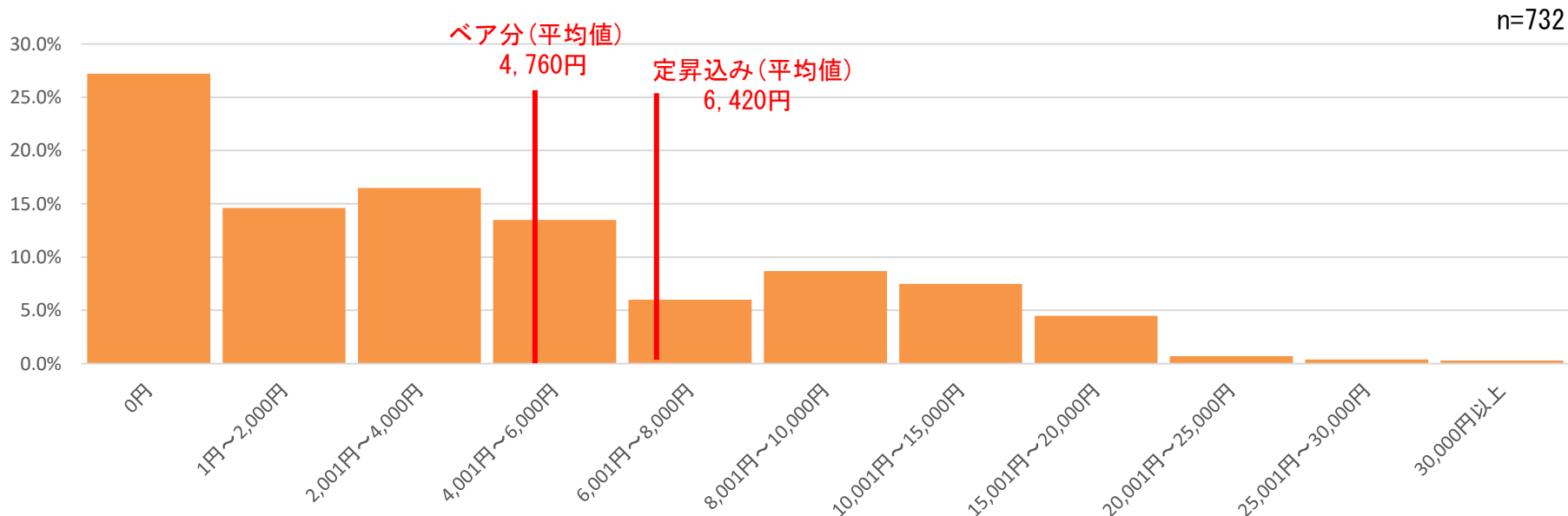
## ■令和7年度に行ったベースアップによる賃金改善の状況

	施設・事業所数	定昇込み賃上げ額・率
介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所	1,664(令和6年) 1,654(令和7年)	6,130円(2.5%)

	施設・事業所数	定昇込み賃上げ額・率	ベア分
ベアによる賃金改善額と定昇による賃金改善額を分けて把握している施設・事業所	657(令和6年) 652(令和7年)	6,420円 (2.6%)	4,760円 (1.9%)

※ ベア分は、介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所の平均額であることに留意（介護職員に限っていない）

## ■ベースアップによる賃金改善額の分布



※ 「ベースアップによる賃金改善額と定期昇給による賃金改善額を分けて把握している」と回答した施設・事業所の集計

# 介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果のポイント（R6補正）

- 介護人材確保・職場環境改善等事業の補助金を申請した施設・事業所は2,286施設・事業所であり、今回の調査対象施設・事業所のうち、令和7年7月時点で申請済みの施設・事業所は約73%であった。
- 補助金の申請をした施設・事業所のうち、**人件費の改善に充てた施設・事業所は90.1%、職場環境改善経費に充てた施設・事業所は26.9%**となっている。
- 人件費の改善に充てた施設・事業所について、人件費の改善に充てる所要額から常勤換算介護職員1人あたりの金額を算出すると、支給額は**26,100円**となっている。

介護人材確保・職場環境改善等事業の申請状況 (令和7年7月時点)	
申請済み(※)	73.1%
申請していない	26.9%

※令和7年7月時点で実際に申請している施設・事業所の割合（申請予定を含まない）。

介護人材確保・職場環境改善等事業により交付された補助金の使途別事業所割合（複数回答）				
人件費改善の実施	職場環境改善の実施	うち研修費	うち介護助手等の募集経費	うちその他
90.1%	26.9%	14.0%	8.9%	6.3%

常勤換算職員1人当たりの人件費改善額	
介護職員	26,100円
介護職員以外	20,820円

※ 職場環境改善経費に充てる所要額について、常勤換算介護職員1人あたりの金額を算出すると、2,160円となっている。

※ 金額は10円未満を四捨五入している。

介護職員以外の人件費改善に充てた職員の範囲 (複数回答) ※上位5つを掲載	
看護職員	61.1%
生活相談員・支援相談員	52.6%
事務職員	51.7%
P.T・O.T・S.T又は機能訓練指導員	43.5%
介護支援専門員	42.9%

介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行わない理由（複数回答）※上位4つを掲載	
事務作業が煩雑	26.1%
事業のことを知らなかった	19.2%
申請に必要な事務を行える職員がいない	19.2%
法人・事業所内で別の施策の実施・検討を優先している	18.7%

人件費改善の実施方法（複数回答）	
一時金（賞与や毎月決まって支払われる手当以外の手当）の支給	94.1%
基本給または毎月決まって支払われる手当の引き上げ	24.8%

一時金の支給時期

